

基礎・境界ソサイエティ国際会議・国内会議事務処理要綱
の特例に関する覚書

(2023年 3月 23日制定)

この覚書では、ESS 運営委員会によって承認された、基礎・境界ソサイエティ国際会議・国内会議事務処理要綱に対する特例、特に、定期的で開催される会議に対する慣例的な特例について記す。

1. 日本以外の場所で開催され IEICE が会計上の責任を一切負わない ITC-CSCC の開催については、予算計画、決算報告ならびに会計四半期報告の提出を省略することができる。
2. ASP-DAC の開催については、原則として通常の国際会議の取扱に従うものとするが、会計四半期報告（年度末に行う決算報告も含む）については、「国際会議開催報告書」の中の財務報告（費目を電子情報通信学会の形態別費目に読み替えた収支報告）を提出し、決算書に計上することができる。
3. 情報処理学会との共催で開催される IWSEC については、これまで同会議の開催に情報処理学会が主導的な役割を果たしてきたなどの経緯を尊重し、情報処理学会の管理費（アドミニストレイティブ費）を支出として控除した後に会議終了後の剰余金額の確定を行う。